

担当	平成28年8月5日 徳島労働局労働基準部賃金室 室長 新居 明 補佐 阿部 道明 (電話) 088(652)9165
----	--

## 徳島県最低賃金21円引上げ、時間額716円に —徳島地方最低賃金審議会が答申—

1 徳島地方最低賃金審議会（会長 上田喜博 四国大学短期大学部教授）は、8月5日、徳島県内の全ての事業場に適用される「徳島県最低賃金」について、現行の時間額695円を716円に引き上げることが適当であると、徳島労働局長（局長 飯野弘仁）に答申した。引上げ額は21円で、時間額表示となった平成14年以降では最大の引上げ額であり、13年連続の引上げとなる。

### 2 経過

徳島地方最低賃金審議会は、本年7月6日に徳島労働局長から徳島県最低賃金の改正決定の諮問を受け、徳島県最低賃金専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた。

審議は、県内の景況、賃金の動向、所得や生計費等に係る資料のほか、7月28日に中央最低賃金審議会から示された「平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」（※）などを参考にして行われた。

※ 都道府県の経済実態に応じて各都道府県を4つのランクに分け、それぞれ引上げ額の目安を提示している。本年度の目安額は、Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランクは21円となっている。徳島県はDランクに該当する。

なお、生活保護水準より最低賃金が高いことが確認された。

### 3 今後

徳島労働局においては、本答申に基づき所要の手続を進め、徳島県最低賃金を改正することとしている。最短の効力発生日は10月1日となる予定である。

### 4 徳島県最低賃金の改正答申の概要

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| (1) 適用する地域  | 徳島県全域               |
| (2) 適用する使用者 | 徳島県内で事業を営む使用者       |
| (3) 適用する労働者 | 上記の使用者に雇用される労働者     |
| (4) 最低賃金額   | 時間額716円（現行 時間額695円） |

### 参考

	時間額	効力発生日
答 申	716円	法定どおり（平成28年10月1日）
現 行 (A)	695円	平成27年10月4日
引上げ額 (B)	21円	
引上げ率	3. 02%	(=B ÷ A × 100)

### <添付資料>

- ①答申文写
- ②最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要（参考1）
- ③目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ（参考2）
- ④徳島県地域別最低賃金の推移（S53～）

平成28年8月5日

徳島労働局長

飯野 弘仁 殿

徳島地方最低賃金審議会

会長 上田 喜博

徳島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成28年7月6日付け徳労発基 0706 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成26年10月1日発効の徳島県最低賃金（時間額679円）は平成26年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙 1

徳島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

徳島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 716円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

## 徳島県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 最低賃金

- (1) 件 名 徳島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 679円
- (3) 発 効 日 平成26年10月1日

### 2 生活保護

- (1) 比較対象者  
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成26年度
- (3) 生活保護水準（平成26年度）  
生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（86,541円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

#### （註）1箇月換算額

$$679\text{円} \text{ (徳島県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.833 \text{ (※)} = 98,302\text{円}$$

※ 平成26年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

## 最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要

### 1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

### 2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業に関わりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、特定の産業に働く労働者に適用される「産業別最低賃金」の二種類が設定されている。

### 3 最低賃金の決定と最低賃金審議会

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

- ①労働者の生計費
- ②労働者の賃金
- ③通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改定されることとなっており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議を経て、都道府県労働局長が決定又は改定することとなっている。

### 4 地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

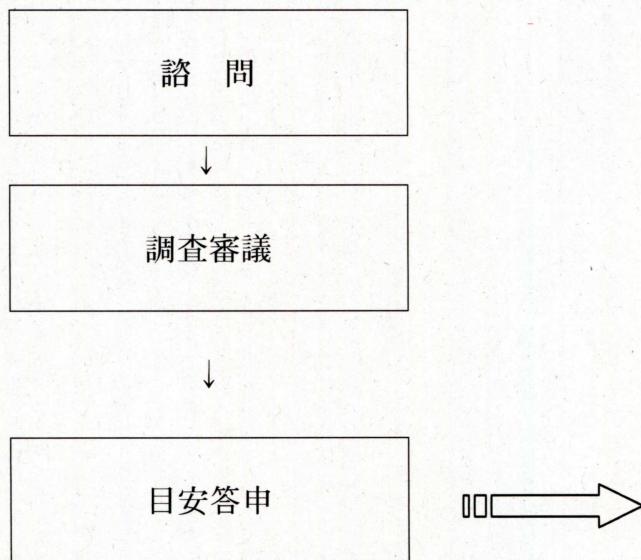
昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るために、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。

また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされている。

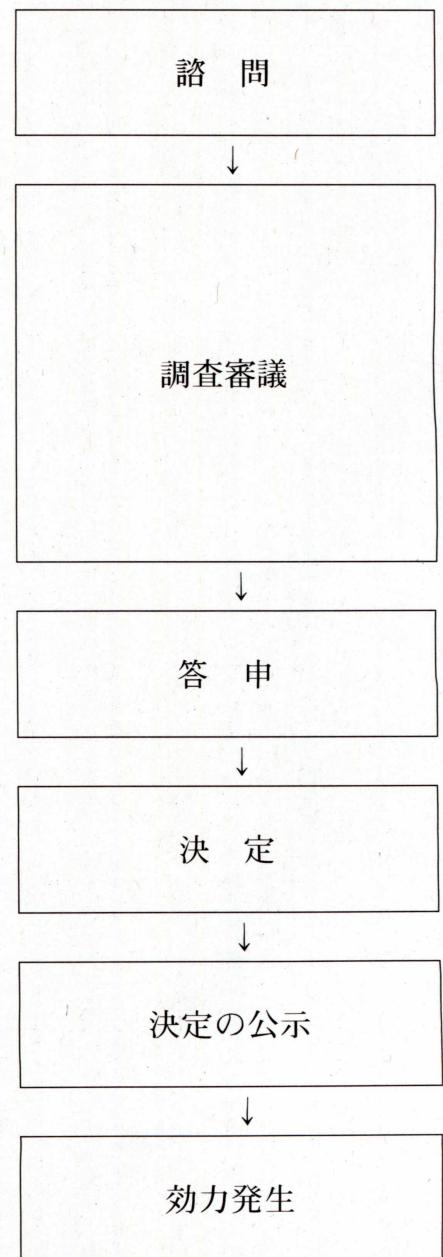
(参考2)

## 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会  
【目安審議】



地方最低賃金審議会  
【地域別最低賃金審議】



徳島県地域別最低賃金の推移(昭和53年以降)

年 度	日 額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
53	2,286	141	6.57%	286	18	6.72%
54	2,431	145	6.34%	304	18	6.29%
55	2,601	170	6.99%	325	21	6.91%
56	2,769	168	6.46%	346	21	6.46%
57	2,917	148	5.34%	365	19	5.49%
58	3,010	93	3.19%	377	12	3.29%
59	3,103	93	3.09%	388	11	2.92%
60	3,214	111	3.58%	402	14	3.61%
61	3,310	96	2.99%	414	12	2.99%
62	3,382	72	2.18%	423	9	2.17%
63	3,483	101	2.99%	436	13	3.07%
元	3,623	140	4.02%	453	17	3.90%
2	3,796	173	4.78%	475	22	4.86%
3	3,981	185	4.87%	498	23	4.84%
4	4,151	170	4.27%	520	22	4.42%
5	4,282	131	3.16%	536	16	3.08%
6	4,385	103	2.41%	550	14	2.61%
7	4,485	100	2.28%	563	13	2.36%
8	4,581	96	2.14%	574	11	1.95%
9	4,684	103	2.25%	588	14	2.44%
10	4,770	86	1.84%	597	9	1.53%
11	4,813	43	0.90%	602	5	0.84%
12	4,852	39	0.81%	607	5	0.83%
13	4,885	33	0.68%	611	4	0.66%
14	廃止	—	—	611	0	0.00%
15	廃止	—	—	611	0	0.00%
16	廃止	—	—	612	1	0.16%
17	廃止	—	—	615	3	0.49%
18	廃止	—	—	617	2	0.33%
19	廃止	—	—	625	8	1.30%
20	廃止	—	—	632	7	1.12%
21	廃止	—	—	633	1	0.16%
22	廃止	—	—	645	12	1.90%
23	廃止	—	—	647	2	0.31%
24	廃止	—	—	654	7	1.08%
25	廃止	—	—	666	12	1.83%
26	廃止	—	—	679	13	1.95%
27	廃止	—	—	695	16	2.36%